

平成28年（2016年）第2回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成28年7月7日（木曜日）

招集年月日 平成28年7月7日（木）
招集の場所 紀北町本庁舎議会議場
開 会 平成28年7月7日（木）
応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑 正量		

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
農林水産課長	武岡芳樹	建 設 課 長	植地俊文
危機管理課長	水谷法夫	海山総合支所長	玉津裕一
教 育 長	村島赳郎	生涯学習課長	宮原俊也

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について
- 第5 議案第40号 紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結について

会議録署名議員

14番 平野隆久

15番 中津畑 正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本 攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成28年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

平成28年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年7月7日（木曜日）午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について

第5 議案第40号 紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結について

以上でございます。

瀧本 攻議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本 攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

14番 平野隆久君

15番 中津畑 正量君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本 攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

瀧本 攻議長

日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月1日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は2件であります。付議事件については、議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてと、議案第40号 紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結についての2件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成27年度5月分と平成28年度5月分、水道事業会計の平成28年度5月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員の控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、その他議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

瀧本 攻議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第39号及び日程第5 議案第40号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さま、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会

の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号 紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結についてであります。平成28年6月28日に入札執行した、紀北町健康増進施設建設工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

瀧本 攻議長

続いて、内容の説明を求めます。まず、議案第39号についての内容の説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

おはようございます。それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について
次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業
(平成28年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1億1,550万円
うち三浦漁港海岸分 6,300万円
うち矢口漁港海岸分 5,250万円
- 4 契約の相手方 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

平成28年7月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託すべく、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。今回、提案させていただいております、委託事業契約につきましては、平成28年度予算にかかる事業を三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。

今回の委託事業につきましては、三浦漁港海岸につきましては、事業費6,000万円、これに5%の事務費300万円を加えた6,300万円。

矢口漁港海岸につきましては、事業費5,000万円、これに5%の事務費250万円を加えた5,250万円で三重県と契約を行うものでございますが、矢口漁港海岸にかかる事業費といたしましては、国・県からの予算付けでは、事業費ベースで5,278万円となっております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。議案書2ページをご覧ください。上の表が、平成28年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県へ委託する部分の委託事業契約における契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が6,000万円、事務費が300万円でございます、合計が6,300万円となっております。矢口漁港海岸につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事業費5,278万円のうち、工事調査費等にかかる部分の三重県に委託する事業費5,000万円、事務費が250万円でございます、合計が5,250万円となっております。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。この表は、三重県との受委託契約にかかる部分以外の事業も含めた平成28年度の事業を表してございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。平成28年度の三浦漁港海岸につきましては、堤防工を予定しております。堤防工といたしまして、6,000万円、内容は、堤防基礎工・被覆工・撤去工などを予定しております。

矢口漁港海岸につきましては、堤防工として、白越地区の陸閘工を予定しておりまして、付随する用地測量、また、基礎部分に鋼矢板を打設することから、付近建物等の工損調査を予定しております。また、三重県に委託せず、町が直接行う事業として、平成26年度から行っております、用地取得に要する費用として、278万円を予定しております。したがって、三重県

に委託する事業費として、5,000万円、委託しない事業費として278万円、合計といたしまして、5,278万円を予定しております。また、用地取得につきましては、平成28年度で用地取得が完了するよう事業を進めているところでございます。

次に、施行期間でございます。施行期間につきましては、議決の日から平成29年3月31日までを予定しております。

続きまして、3ページの三浦漁港海岸の平面図をお願いいたします。平成28年度の予定箇所につきましては、図面左の赤色で着色した部分の堤防工として、堤防基礎工13mと、同じく、赤色で着色した図面右側の天端などの被覆工として、堤防工30mを予定しております。

続きまして、4ページをご覧ください。堤防改修計画の標準断面図でございます。この図面は堤防基礎工を行う部分の断面図でございまして、今年度に、赤色に着色した部分の堤防基礎工、次年度以降に緑色に着色した部分の堤防本体工、被覆工を施行するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。この図面は、昨年度以前に施行している黄色に着色した堤防本体の裏側部分の赤色で着色した部分の工事を行うものでございます。既設の堤防は、ハッチの部分でございまして、これらを撤去したのちに天端などの被覆工を行うものでございます。

続きまして、6ページの矢口漁港海岸の平面図をご覧ください。平成28年度の予定箇所につきましては、図面右の赤色で着色した部分の堤防工として、陸閘本体工及び扉の製作、据え付けと用地測量を予定しております。

続きまして、7ページをご覧ください。本年度に施行しようとする陸閘の構造図でございます。今回の契約では、陸閘本体、扉の製作、据え付けとなっており、動力化に要する費用は含まれておりませんが、陸閘の動力化に要する費用をはじめとした追加の予算付けについて、現在、三重県と協議を進めているところでございます。当初の予算付けでは、予算配分の関係上、動力化に必要な予算付けがなされませんでした。が、すでに追加の割り当て内示が来ておりまして、これにより、改めて、交付申請等の手続きを行っているところでございます。したがって、これらの条件が整った時点で、改めて陸閘の動力化、堤防工等の追加事業の変更の委託事業契約を行い、平成28年度事業として完成させたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

議案第39号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

次に、議案第40号についての内容説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

それでは、紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。議案書の8ページをお願いいたします。

議案第40号 紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|------------------|
| 1 契約の目的 | 紀北町健康増進施設建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 8億9,532万円 |
| 4 契約の相手方 | 北村・塩谷特定建設工事共同企業体 |

代表者

松阪市中央町306番地の1

株式会社 北村組

取締役社長 北村俊治

平成28年7月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町健康増進施設を建設するため、平成28年6月28日に入札執行した、紀北町健康増進施設建設工事請負契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

ここで、入札の経緯について、簡単に報告させていただきます。この工事の入札につきましては、入札公告を平成28年5月26日に紀北町ホームページで公告いたしました。この中で、本入札への参加資格を特定建設工事共同企業体といたしました。企業体の条件は紀北町入札参加資格者名簿に建築一式工事で登録されている町外と町内の企業による共同企業体といたしました。入札参加資格審査申請書の受付期間は、平成28年5月26日から6月20日までとし、この間に3者から申請がありました。書類審査の結果、3者とも参加資格要件を満たしておりましたので、平成28年6月21日付で、競争参加資格事前条件確認通知書を通知いたしております。入札は、平成28

年6月28日に執行し、3者のうち1者が辞退し、2社が応札いたしました。その結果、北村・塩谷特定建設工事共同企業体が、先ほどの8億9,532万円で落札いたしました。予定価格につきましては、9億941万5,080円でしたので、落札率は98.45%であります。それでは、工事概要等について説明いたしますので、次のページ、9ページをお願いいたします。工事費につきましては、請負金額が8億9,532万円、その内訳の工事価格が8億2,900万円、消費税が6,632万円でございます。

工事概要につきましては、建築工事の本体工事は、仮設工事、基礎工事、躯体工事、この躯体工事は、建物の主要な構造体をつくる工事でございます。それに内外装工事ほかでございます。外構工事につきましては、舗装工事、雨水排水工事、囲障工事、これは歩道と車道の境界ブロックの設置などでございます。雑工作物工事は、駐車場の車止めブロックやライン引きなど、そのほかでございます。

電気設備工事は、高圧の電気を低圧に変換するなどの受変電設備工事、電気の分電盤などを設置する幹線動力設備工事、照明器具などの電灯コンセント設備工事、太陽光発電設備工事ほかでございます。

機械設備工事は、空調設備工事、床暖房設備工事、屋内外給排水設備工事、ろ過設備工事、浄化槽設備工事ほかでございます。

工期につきましては、議会議決の日から平成29年9月30日としております。

次のページからは、工事図面を付けさせていただいております。10ページをご覧ください。左下が附近見取図、右が配置図でございます。配置図の南になりますが、下側になりますが、渡利集会所、左側には、木工陶芸工房やJRの線路、右に多目的広場という配置になります。

次のページをお願いいたします。1階の平面図でございます。右側のピロティの部分には、駐車場と、車の通路になります車路、そして、歩行用の通路になりますアプローチ、それから入口となりますエントランスや、それから階段、エレベーター、そして機械室や倉庫というものを示してございます。

次のページをお願いいたします。2階の平面図でございます。左側に25mのプール、そして、歩行リハビリ用のプール、ジャグジー、そして中央にエントランスから上がってきたところに観覧コーナー、そして、ロビー。そして、事務室、さらに男女の更衣室やトイレなど。右側には、トレーニングルームとフィットネスルームを示してございます。

次のページをお願いいたします。これは最上階の津波緊急避難場所でございます。

次のページをお願いいたします。立面図でございますが、左上の南立面図につきましては、渡利集会所側から見た立面図になってございます。その下の西立面図は、JRの線路側から見たものでありまして、右上の東立面図につきましては、多目的広場のほうから見た立面図、そしてその下の北立面図は、北側の道路側から見た立面図となっております。

最後に、本日、追加で配付させていただきました資料をご覧いただきたいのですが、設計概要といたしまして、本工事の設計金額と、先ほど説明させていただきました工事概要に基づく設計金額の内訳を示させていただきます。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第4 議案第39号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

3番 奥村です。議案39号の中で、三浦と矢口ということで共通している部分に関しては1つ、あと2、3点お聞きしたいと思うのですが、まず、県に委託して工事を進めていくということで、これまでもそういう形でやってきていると思うのですが、今年度、事業を県に委託して行って、進めていく中では、もう県が主導してずっとやっていくものなのか。また、県に工事は委託しますが、進めていくにあたってのいろんな作業というか、住民との折衝とか、いろいろそういうところの部分は、町が確実に指揮をとって、県を後押ししていくような形をとっていくのかというのが1点、これは三浦と矢口両方ともだと思います。

2点目で、矢口に関しては、陸開工の中で、これ、動力装置のことを聞こうと思ったんですが、これは28年度中に新たに追加予算が組めれば動力を付けるということで、動力なしのまま年を越していくということはないということで理解したんですが、この陸開工にあたっては、かなり以前から地元と協議して、どういう構造にするのかとか、いろいろやってきたと思うのですが、この設計が出来上がって、こういう形でいくよという形になって、地元とか、区とか、そういうところと協議したうえで、これが、もう契約の形で進めていこう

としているのかというところが2点。今回、これの中には、既設堤防の開口部分の処置は入っていないんですけれども、これも先ほどの動力装置と同じような形で、28年度分の追加の部分で考えているのであればいいんですけれども、考えていないのであれば、開口部に関しての、土嚢の積んである部分、これ何年も積みっぱなしのままなんで、この部分の劣化がひどいというところもあるんですけれども、こういうところを、豊富な知識とか、経験を持っている県に工事をやってもらうという部分では、こういう部分は、豊富な知識の中であの状況なのかという部分もあるので、その部分が1点と。

用地に関しては、28年度中に用地交渉、用地取得を終了するという予定でいますということでしたが、確かに27年度中に終わるというふうな形で27年度予算の中で見てきたと思うのですが、これが終わっていないので、やっぱり28年度もというところで言われたんだと思うのですが、これに関しては、確実に終わるんでしょうかというところで。39号の中のことと関連はあると思うのでお願いしたいと思います。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目の県が主導してやるのか、町が主導してやるのかというご質問でございます。もちろん、この事業につきましては、事業主体は紀北町でございます。そういった位置づけのもとですね、施行については、県に委託はいたしますが、事業の進行につきましては、当然、町ということで考えてございます。したがって、その地元調整等を含めてですね、県に委託ということではなくして、町が出向き、そしてまた施行部分の詳細な内容等については、当然、県も同行したうえで、地元調整等を行っておると。今後もそういうふうに事業を進めていくということで、現在、進めているところでございます。

次に、2点目の白越地区の陸閘の動力化についてでございます。先ほど、ご説明申し上げましたとおり、今回の当初の予算割り当てにつきましては、動力化までは予算付けにいたりませんでした。しかしですね、現在、県と協議を進めているのが、平成28年度の追加の割り当て内示が来てございます。その中で動力化の部分の予算も見ただけのものということで、現在、その正式手続きを進めているところでございます。

それと、4点目のですね、この堤防の、現在、平成24年度工事で撤去した部分の大型土嚢で仮

締切している部分でございます。こちらにつきましてはですね、以前にもお答えさせていただきましたことでもありますように、地元の皆さん方のご不安な面も我々も承知しているところでございます。こちらにつきましてはですね、この陸閘の動力化の予算の追加の割り当て内示と同様にですね、予算付けがなされるということで、現在、正式協議を進めているところでございます。

したがいまして、陸閘の動力化の部分、それと堤防の現在、仮締切している部分につきましては、平成28年度の事業の中で解消していきたいと、解消していく予定で、現在、事務を進めているところでございます。

それと、戻りまして、3点目の用地の関係でございます。用地の関係はですね、平成26年度、平成27年度に用地の取得に事業を進めてまいりました。そういった中でですね、どうしても、相続等の関係でですね、27年度中に契約に至れなかった方もおみえになります。そういった方もございますので、平成28年度中にですね、努力して取得に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、陸閘のですね、地元、設計についての地元との正式協議等についてでございますが、県へ委託がなされた時点ですでに、改めてまた地元の皆様方と改めてお話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

瀧本 攻議長

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

主体が町であるということで、進めていくのも町が主体で動いていくということだと思っておりますけれども、過去、本当に事業がこう進んでいない、進んでいないですね。元々は27年度完成予定だったと思うのです。予算もあつてのことで、仕方ない部分があるのかなと思うのですが、県が主体なのか、町主体なのかといったら、町なんですけれども、もっとこう明確な動きが見えてほしかったなというところもあるので、今回、28年度は、追加予算の部分も含めて前向きにいつてもらえるのかなと思うので、町が本当に県を動かして、やってほしいなと思います。

陸閘の、先ほど、地域とのことということで、県に今回の委託がされたあとでと言われていのですが、これは、委託する前に本来、地域との、今までやってきた協議というのは、

ある程度されたうえで、これが出てきて、そして、県に委託されてという形が本来であったんじゃないかなと思うんですけど、これはやっていないという形でよろしいんですか。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

まず、1点目のですね、事業の進捗についてでございます。これにつきましてはですね、確かに議員ご指摘のとおり、平成26年度、27年度については、用地取得ということがございました。そういった意味でですね、工事には至れなかったという経緯もございますので、この点につきましてはですね、26年度、27年度に用地取得が概ねですね、今回、概ね進みまして、今回の工事に進められるという状況になったということでご理解いただきますようお願いしたいと存じます。

それと、先ほどの陸開の地元説明等につきましてはですね、以前からも陸開の話をさせていただいております。そういった中でですね、今回、詳細な図面等も出来上がりましたということですね、改めてご協力をいただきたいということで考えてございます。そういった意味でですね、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいということでですね、今後、事業を進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

過去のことを言っても前に進まないの、とにかく地元の説明してあった部分とか、協議してあった部分というのを、変わってきた部分に関しては、しっかり理解を得てもらうような努力をしていただかないと、この予算、認めにくいと思うのですけれども、でも、認めないと、前へ進まないの、そこところはがんばってやっていただきたいと思うのですけれども、開口部に関しての答弁をいただいていたのですけれども、土嚢の劣化等もひどい中で、補正、今度の追加予算という形で本体工事ができればということだったと思います。これは、やっていけるという見込みというのがありますかね。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほども申し上げましたとおりですね、陸閘の動力化にかかる部分、それと、堤防工の部分につきましては、現在、県に交付申請等の手続きを行っているところでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

この事業なんですけど、平成23年度から開始して、6年目になると思うんですけど、この両海岸ともの事業費でですね、この6年目で合計の通し額は、それぞれいくらになるんでしょうか。

それから、6年目の進捗度はいかがなんでしょうか。

それと、完成時期はいつということを見積もっておられるのでしょうか。お聞きします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。

まずですね、三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の平成23年度から平成27年度までの事業費でございます。

まず、三浦漁港につきましては、6億2,018万円でございます。

矢口漁港海岸につきましては、2億3,524万6,000円でございます。

合計いたしますと、8億5,542万6,000円となろうかと思えます。

それと、全体事業費でございます。三浦漁港海岸につきましては、全体事業費を11億5,800万円と、今、計画しておるところでございます。

矢口漁港海岸につきましてはですね、現在、事業費の見直し等の作業を行ってございまして、おそらく、この三浦漁港海岸以上に、匹敵するものというふうに想定してございます。

そういった中でですね、三浦漁港海岸の進捗率につきましては、11億5,800万円で、先ほどの数字を割りますと、27年度末で約53%の進捗率になろうかと思えます。

ただ、矢口漁港海岸につきましてはですね、現在、水産庁、県と協議しておる全体事業費につきましては、当初計画で7億8,300万円でございます。その進捗率でいきますと、約30%となろうかと思いますが、先ほど、申し上げましたとおり、全体事業費が、おそらくこれ以上に

なろうかと思しますので、進捗率につきましては、これより相当下がるのではないかというふうに考えてございます。

そして、また全体事業費につきましては、現在、県、水産庁と、今年度の中ですね、正式協議を行う予定でおるということでご理解いただきますようお願い申し上げます。

それと、計画年次についてでございます。三浦漁港海岸につきましては、現在、平成31年度の完成を目指して事業を進めておるところでございます。矢口漁港海岸につきましては、おそらく事業費も、それ以上ということも想定されますので、平成32年度の完成を目指して事業を進めているところでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

課長の説明、よくわかりました。ただですね、これ目的は防災だと思うのですよね。高潮とか津波の対策だと思うのです。31年、32年となると、まだ3年、4年先の完成だということで、町民、我々含めですね、この完成途上でスーパー台風とかね、そのような災害に遭わないことを祈るだけなんです、なるべく早くですね、そういう不安を解消して、完成していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃることはね、前者議員もそうなんで、我々もそういう気持ちで一生懸命やっているんですが、何分にも国と県の予算が入っているものですから、我々としてはですね、県にも再三要望させていただいて、その結果が追加ということで予算をつけていただいたということです。また、国のほうもですね、国会議員の皆様も通じて要望しようということで、今、予定をしておりますので、先ほど、完成予定が31年、33年と申し上げましたが、国、県のですね、予算次第というところもございます。ただ、国も経済対策をいろいろやっていますので、そういうところは、ドンドン県のほうにも取りに行ってくださいということで、先だっては部長のほうにもお願いしたところでございますので、議員おっしゃるとおりでございますので、できる限り予算取りをがんばっていききたいと、そのように思います。

何か違いましたか。議長申し訳ございません。ここには32と書いてあるのですけど、言葉が

33だったそうで、32と訂正させてください。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方。

はい、7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

矢口浦の土嚢のことについてなんですけど、前者議員も心配しておりまして、県には、28年度ですね、追加予算でということなんですけれども、28年度の予算の説明会の中でも地元の区長はですね、特に早くしてほしいって要望しておられました。台風シーズンまでには何とかならないかというようなこともおっしゃっていたように記憶しておるんですけれども、具体的に町長も今、がんばっているというところだったんですけれども、具体的に28年度の中でどのような要請をしているのか、もっと地元の皆さんが安心できるような、具体的なことがあるとは思われるんですが、そこらへんのところはどうなんでしょう。どのような要求をされたのか。28年度中にですね、何月頃には着手できるか、そういうところまで要求されたのかどうか、お伺いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。この大型土嚢でですね、仮締切している部分が約10m間ほどございます。そして、今回の受委託の中には含まれておりませんが、次の追加の中でですね、含む予定でおるのがですね、先ほども申し上げました、陸閘の動力化の部分、それとおそらく堤防30mくらいはできるのかなというふうには考えてございます。ですので、今年度の事業として、あの部分、開口部の部分はですね、新しい堤防に代わる部分でございます。

それと、その今後の施行方法等も検討した中で、今後、堤防を一旦取り壊さないで、施行ができるような施行方法を現在、県と協議をしておるところでございます。

それと、先ほど、議員おっしゃいました、いつぐらいかということでございます。具体的に申し上げますと、矢口漁港につきましてはですね、あおさ海苔等の養殖の関係もございます。ですので、発注時期につきましては、この受委託が済んで即というわけではございません。ただ、その付近住民の方がご心配になられているという経緯もございますので、その劣化部分に

ついでに対応についてはですね、県とも協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

具体的なことは、これからということで理解してよろしいんですね。何月頃になるかというのは。要望書の中には、そこまで詳しくは書けないということなんでしょうか。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

その要望ということではなくしてですね、あくまでも、県に今回、受委託する部分、それで、県が委託を受けたのちに、工事発注という手続きになります。その工事発注の関係がですね、当然、海苔の関係の時期もございます。例年ですと、年度、その年の1月、2月くらいに発注という経緯がございます。通常、今までの例でいきますと、その頃の工事発注、そうなりますと、大型土嚢云々というの、それ以降のことになろうかと思えます。私が先ほど申し上げましたのが、その工事発注の時期までの間にですね、その劣化とかが、相当進んでおるということであればですね、ちょっとそこらは県と協議をしていきたいということでございますので、その大型土嚢云々によって、予算要望とかそういうことではございませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私のほうのね、言葉足らずだと思います。私の言った、要望しているというのは、予算を取りに行くという、予算の要望でございまして、課長が答えているのは、その工事進捗とか、そういったことでございますので、私が先ほどお答えさせていただいたのは、県、国にドンドン要望して、予算を回していただきたいということの答弁でございました。すみません。

瀧本 攻議長

15番 中津畑 正量君。

15番 中津畑 正量議員

少しお聞きします。この工事の当初のね、計画では、もっと早く進んでいると思うのですが、その原因というのは、県や国のほうの関係の予算付けがなかったというか、遅れているということもちょっと耳にしましたけれども、そういうことが一番大きな原因ではないだろうか。実際には、先ほども答弁がありましたように、31年、32年ぐらいには完成だということですが、そこらへんでは、この堤防の補強といいますか、水門も含めてですが、陸閘等の問題も、矢口もありますし、そういう点で、実際にはですね、この強化するための一番の目的は津波対策ではなかったと思うのですが、先ほど、ちょっと津波という話も出ましたんですが、確認をしておきますが、高潮対策だということで、津波対策ではないように、私はずっと当初から思っていたのですが、そこらへんのお答えだけお願いします。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきたいと思います。まず、高潮対策か、津波対策かということでございますが、基本的には、高潮対策でございます。ただ、その高潮対策を図っていくうえで、計画時点のときに、東日本大震災等もございました。そういった意味で、津波、地震ということも配慮した中での計画を進めておるところでございます。

それと、事業進捗についてでございます。確かに、当初の計画では、平成23年度から27年度までの5ヵ年計画で事業を計画しておりました。そういった中でですね、先ほども町長が申し上げましたとおり、国、県の予算付け等の問題もございます。そういった中で、平成23年度、24年度につきましては、国の経済対策、補正予算にも盛り込まれたこともございました。ただ、平成25年度から27年度までの3ヵ年につきましては、この海岸保全施設整備につきましては、国の経済対策には盛り込まれておりません。そういった中でですね、先ほど、町長が申し上げましたとおり、国、県に対して、そういった予算付け等も要望していくということでございます。そして、また町長から指示を受けているのが、国、県に対して、予算要望等については、積極的に進めて行けというふうな指示も受けておりますので、そのように事務を進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 東 篤布君。

12番 東 篤布議員

今の課長の説明を聞いておると、町長の説明もそうですけども、国にも県にも要望しておるけれども、なかなか予算が付いてこないのが現状であると、こういうふうに取り上げられましたけれども、僕はね、そこに問題があると思う。

1つ、例を挙げるとですね、国道42号線から260号に行く、通常、孫太郎トンネルとよく言うけれども、あのトンネル工事、県が発注した。ということは、町からお願いしたんさ。そして、県は予算を何億という予算を出してくれた。用地が解決せんかって、2年予算返した。そういう問題があった。やっぱり、お願いした市町が用地を一生懸命努力せなんだらいかん。

例えば、今現在起こっておる、問題で言えば、銚子川、船津川、赤羽川のいわゆる河床が上がってきたので、16年災のような心配があるという住民の声を聞いて、町から県に河川の砂利をとってもらえませんか、声をあげた。じゃあ、よろしいといって、予算を県が出してくれたけれども、その出した土砂の持っていく場ないと県が困っておる。だから、何とか町も考えなあかんよと、再三にわたって、担当課にも言っておるんやけど、いまだに解決されん。じゃあ、県は誰を頼るかという、工事を受け取った業者に頼るん。じゃあ、今現在何が起こっておるかという、この前取ったある業者がおるんやけど、土捨て場探しておる、一生懸命。工事が進まんのや。こんなやつたら、予算出すな良かったって、県がいいよ。それと同じことが、ここで、三浦で起こっておりやせんかというん。町から5年度計画で県へ持っていったら、当然、県も5年、国も県に合わせてどうかというんで、よしといって、予算を出してくれる。遅れてくってことは、地元の努力が足らんの、これ。だから、今の答弁じゃなくて、遅れた理由を、他にあるでしょうよ。用地の問題とか。課長、三浦漁港については、問題点が2つほどあると思うよ。地権者の問題、また養殖業者の問題、国の事業ならかまんのや。いわゆる用地取得法が適用されるもんで、収用法が適用されるんで。しかし、ここも矢口地区も用地、その法律を適用しようと思ったら、津波でやられたあとじゃなかったら駄目なんや。激甚指定受けたら、その法律が適用。だから、努力するしかないんさ。地元が。だから、地元へ行って、こういう、例えば、260号のときにこういうことがあったん。一生懸命業者の人らもがんばったんやけど、どうしても、1人の町民の協力を得られなかったもんで、あのトンネルを抜けんで、3年目予算を返したら、もうこれで消えていくんさな。そやろ、事故線になつてく。県議会でおらへん。こんだけ返ってくる予算付ける必要ないじゃないかという。だから、そのときの土木所長は、今回返したら、このトンネル工事はなくなるよと言ったんや。そして、所長と相談して、新聞

へむいて、この工事は、すべての皆さんに用地協力していただいたけど、あと1名だけ用地協力してくれんもんで、止まっとるんやって、新聞へ書いたったんや。そんなんやったら、あわててその人は売りますと言った。何にも安い値段じゃないよ。ええ値段やった。今でいう、恐ろしいような金額や。それでやっとあのトンネルが抜けたっていうことがあったんや。だから、問題点をきちっと書いて、地元説明をせなあかん。それは困るかもしれんけども、名前ら言う必要ないんだから。こうこうでって言うたったらええんや。実際に困っておるのは、課長ら、そうやと思うで。国、県がお願いしておるけれども、町長は町長で一生懸命行ってくれとるのはわかる。そやけども、県から言わせば、予算やったって、用地で揉めるようなところへ、予算くれるわけないっていうことなん。でしょう。どう思いますか、課長。問題点言ってみな、正直に。テレビ映っておらへんのやで。テレビ映とったら、こんなきついこと言わへんけどな。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かにですね、三浦漁港海岸、矢口漁港海岸とも用地の取得が必要でございました。三浦漁港海岸につきましてはですね、用地取得がすべて完了して、あと工事に現在進んでいるところでございます。矢口漁港海岸につきましてはですね、相当数の地権者の方がお見えになりまして、そのほとんどが27年度までにご協力いただいたところでございます。あと若干名残っておりますのが、相続等の関係もございまして、今年度、引き続きご協力をいただくべくですね、事業を進めていきたいというふうに考えております。

それと、矢口漁港海岸につきましては、あおさ海苔の時期との関係もございまして。そういった施行時期等も含めてですね、議員おっしゃられますように、予算をいくらでもいただけるような状況をつくるようにですね、業者の方々と、海苔業者の方々と、協議を行いましてですね、ご協力いただけるような施行方法等を、これから協議していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

東 篤布君。

12番 東 篤布議員

だから、おじいちゃんの名義になっておったら、本当に孫までもらわなあかん、わかるさ。でも、5年の事業計画を立てたら、そんなことは最初からわかっておるんやで、生きとらへん人の名前で税金を納めよるんやで、そんなもの司法書士らに頼んだら、いとこ、はとこ、バーッと動いてくれる。でも、そういうことをできんから、皆でやっつりよるんやろけども、そこをドンドンやらなあかん。やっぱり事業計画を立てときながらさ、これは高潮対策でしか予算を取れんもんで、高潮対策事業っていつておるけども、津波対策の1つなんさ、こんなもの。訳のわからん議員さんがおったけれども、ええ、津波の予算なんてくれへんの、国は。2分の1出さんだら。だから、高潮対策で予算を取って、津波のためにも備えるのが本来なん。

まあ愚痴はそこまでにして、もう1つ、課長、ここの矢口のこれ、計画どおり堤防できたとするやろ、今回の樋門、ええかい、いわゆる京都大学の先生、河田さんやったか。ああいう先生方を招いて、皆さん言われるのは、例えば、海山の16年災を経験された本地町の人やったら知っておると思う。波が入ってきた、また、波が浸水してきた。出ていくところを1箇所つくっていかないかんよというのが、これは基本なんや。矢口でどこを考えておるん。出ていく場所。いや、入ってこんように防ぐのも1つ。でも、どうしても入ってきた場合には、出ていくところを1箇所しておかなんだら、本地町の堤防パターンって倒れたことを知っておる議員は、海山の人だったら知っておると思う。あれが倒れんかったら、ネズミかごやったんやから。死者2名を出した、大変な災害やった。あれで堤防が倒れんだら、もっと死んでおったかもしれん。僕の知っておる人は、もうベッドが浮いてここまで浸かっておったんや。下半身不随のおばちゃんやけど、もうその後亡くなったけどね。だから、そういうことで、経験しておるんやで、海山区の人らは。どこから水が出ていくようになっておるの、これ。高潮対策でも、津波対策でも、1箇所出るところをつくってかないかん。長い堤防やったら、数箇所考えておかなあかん。例えば、長島でいう萩原川の出ていくところの樋門は、波が入ってきたら、パタンって蓋するようになっておる。外から波が行くときには、ザーッと開くようになっておる。まあ錆びて動かんけどな、これ。そやけど、そういうことを考えておかないかんよということ。そこはどこですかというん。

瀧本 攻議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘のですね、入った場合の出てい

く場所はどこかということでございます。それにつきましてはですね、詳細な検討、決定等はいたしておりません。以上でございます。

瀧本 攻議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方ございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

12番 東 篤布君。

12番 東 篤布議員

文句ばかり言ったけど、本当にご苦労さん。あんたらの大変さはよくわかる。そやけども、もう一つ努力してほしいなと、現在、起こっておる工事を見てもそう思う。なんとか頑張ってください。よくぞ、町長がんばって、ここまで予算を取っていただいた。本当は地元がもっと動かなあかん。地元の区長らにも汗をかいてもらわないかと、こう思います。本当に職員の皆さんにはご苦労さんですけれども、町長、ご苦労さんですけれども、どうかよろしく願いいたします。町民の命を守るためにがんばってあげていただきたい、こう思います。以上終わり。

瀧本 攻議長

ほかに賛成討論される方ございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本 攻議長

ここでちょっと休憩を取ります。10時50分まで休憩を取りますので。

(午前 10時 34分)

瀧本 攻議長

定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

瀧本 攻議長

次に、日程第5 議案第40号 紀北町健康増進施設建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

東 篤布君。

12番 東 篤布議員

ちょっと課長教えて。ここの今現在の地盤高。そして、建物を建てる時の、例えば、基礎と
いうのかな、どれくらいを計画しておるのか。それともう1つ比較したいのは、相賀中学校との
海拔で、ちょっと教えて。いや、だからせっかく建てるんだから、避難場所にもなるようにと
いう要望を入れたつもりなんです。

瀧本 攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

お答えさせていただきます。基礎につきましては、現在の地盤から30cm上げたところを1階の
フロアとするようにしてございます。潮南中学校の屋上はですね、11.8mでございます。地盤
から。

12番 東 篤布議員

潮南中学校じゃなくて、相賀小学校。

宮原俊也生涯学習課長

すみません、ちょっと相賀小学校の地盤高ですか。すみません、ちょっとその地盤高については、今、手元に資料がございません。

瀧本 攻議長

危機管理課長、答えられる。

水谷法夫危機管理課長

相賀小学校につきましては、資料は持ち合わせておりません。

瀧本 攻議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

健康増進施設を建設する地盤高は、1.99mです。標高で。

12番 東 篤布議員

相小は。

植地俊文建設課長

すみません、相小は把握しておりません。

瀧本 攻議長

東 篤布君。

12番 東 篤布議員

建設課長、よくご存じなんで、今の地盤高が1.99、その横にある道路は。俺はあのときに道路よりは上げて建ててくださいって、お願いしたんやけどな。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ごめんなさい。東議員、道路、ピロティになりますんで、下が抜けますんで、地盤は30cmなんですけど、そこのピロティになって、床面は、言われる銀行の通りですね。あそこよりは高くなりますし、プールも2.8mのプール面になりますんで、道路よりは高くなっています。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

今年の2月22日に全員協議会があつて、説明を聞いたときに、熱源ですね。温水プールの熱源にLPGと電気を併用するというふうに説明を受けておるのですが、この熱源の施設というのは、この9ページの工事概要のどこに当たるのでしょうか。

そしてもう1つ、LPGを、ガスを使うので、その月間の使用量というのは、どの程度想定してみえるのでしょうか。

瀧本 攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

お答えさせていただきます。ガスと、熱源がどこかというところでございますが、そこにつきましては、機械設備工事のですね、屋内外給排水設備工事の中に含まれてございます。

それから、ガスの使用のデータにつきましては、今、持ち合わせてございません。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

10ページのね、図面の左端のところに、ガスの設置場所というのがあるんですね。これも先ほどの工事に含まれていると思うのですが、ガスを使用する以上、ボンベとか、タンクとか、その使用量によって必要になってくると思うんです。そのへんは、ボンベでの使用量なのか、タンクでの使用量なのか、そのへんのことをちょっと知りたかったんですけどね。そのへんをどのように見ておられるのか、最も効率が良くて、ランニングコストのかからん方法をですね、選んでほしいと思うもので、ちょっと質疑しているんですけど、いかがでしょう。

瀧本 攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

ガスの供給元につきましては、今回は960キログラムの1つの大きなタンクを据えて供給するというふうに計画してございます。これはですね、大きなボンベを並べますとですね、かなりの本数になってくるということで、それを取り換える手間ですとか、それをまた管理する手間というものがかさむということで、今回の場合は、1つの大きなタンクを据えて、それから供給

するというふうにいたしました。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

課長説明があったように、私もそのほうがいいだろうと思います。そういう意味でちょっと確認させてもらいました。回答はいいです。はい。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

入札について、ちょっとお伺いします。入札公告がですね、5月26日に発表されて、ホームページに公開されたということですが、なかなかホームページで今探すのが大変だったんですけども、提示されているということで、それは安心いたしました。その中で競争参加資格についてですね、この工事に関してだけの特定建設工事共同企業体を提案したということなんですけれども、このことに関しましては、どういうことを基礎にして、こういうことを提案されているのか、基本的なことだと思いますが、今回の工事に関しての共同体として、どのような特徴があるのかお聞きしたいと思います。

瀧本 攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

今回ですね、工事につきましては、予定価格が9億941万5,080円ということで、紀北町ではですね、紀北町特定建設工事共同企業体取扱要綱というのがございまして、その中で建築工事につきましては、5億円につきましては、この特定建設工事共同企業体の要綱に基づいて対処するということになっておりますもので、今回、それに基づきまして、特定建設工事共同企業体、入札という形を取らせていただいております。

瀧本 攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

5億円以上ということは、特定工事共同体を組むという規定になっているのでということで、

その点はわかりました。

先ほどの説明の中でですね、6月21日に通知して、3者に通知して、共同体、6月28日に1者が辞退したという説明がありました。この公告によりますと、なかなか辞退というのは、入札の辞退届というところで、入札の10日前にやむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退書を提出することにより入札を辞退することができると書いてあります。これは当日、先ほどの説明では、28日に1者が辞退したということで、その入札の日なんですけれども、具体的にどのような理由を添えた辞退届だったのか、お話しください。

瀧本 攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

入札辞退届でございますが、こちらのほうにつきましては、入札金額が予定価格を超えるため、入札を辞退したいということでの届けが出ております。以上です。

瀧本 攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それはやむを得ない理由の中に入るのだと思いますが、今回も98.6%ですか。大変高い入札率だったんですけれども、その予定価格ですね。どのような、予定価格が厳しかったのか。1者が辞退されたことですし、消防のほうに対しても、これとは関係ありませんけれども、入札が難しい状況の中で予定価格について、どのように、町としては妥当だと思われるのか、少し検討したいなと思われるのか、そこらへんのことがわかりましたら説明をお願いします。

瀧本 攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

予定価格につきましてはですね、適正な設計をしていただいてですね、それに基づいて作成されておりますものですから、今回、落札率が非常に高い落札率だったという結果はございますけれども、予定価格自体にですね、問題があったとか、そういうようなことについての認識は持っておりません。ただ、設計につきましてはですね、適正に設計をしていただいていると思いますので、それについては、今後ともですね、これまでも、またこれ以降もですね、適正に設計をしていただいくものと考えております。以上です。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

2番 原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

2番 原です。大きい問題で3点ほど質問させていただきます。1番目は、入札について、1番目の落札業者はわかっておりますけれども、2番目の業者の金額、金額がもし言えないのであれば、差額だけでもお教え願いたいと思います。

それから、2番目として、要するに、ガスタンクを使うということでもありますけれども、ガスタンクを使うということになれば、ガスの管理者というのがいると思うのですよね。そうすると、その管理者を職員で持っている人がいるのか、それとも完全に委託という形を取るのかですね。そこらへんの計画をお願いします。

それから、同じ問題としてですね、ガスの使用料なんかは、要するに稼働日と、それから日数ですね。稼働時間と日数、それに運転負荷率を掛ければ、簡単に金額が出てくると思うのですよね。そういう試算が当然なければあかんと思うのです。私が今までランニングコストどれくらいかかるのかということは何回も質問してきましたけれども、これは当然、建てる前に、計算した数値が出てなきゃおかしいと思うのですよね。それをお願いします。

それから、3点目としては、運営なんですけれども、私、今までもいろいろ運営について、どうなんですかということを知っていますけれども、要するに、今回は建物を建てるんであって、運営は関係ないですよという答えが返ってきそうですけれども、本来、建物を建てる場合は、運営も考えて、トータルで大体これくらいかかりますよと。概算、最低でも、鉛筆なめなめの、回答がないと駄目だと思うのですけど、それをお聞きします。よろしくお願いします。

瀧本 攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

原議員、1つ目のご質問でございます、2番札の金額でございますが、税抜で8億3,280万円でございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

それでは、2つ目の質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、ガスタンクの管理者をどうするのかというご質問でございますが、この点につきましては、今後、検討をさせていただく予定となっております。

それから、ガスの使用料につきましては、今回、導入する機具で積算しましたところ、年間およそ700万円かかるという試算になってございます。

それから、3番目の運営経費につきましてですが、ここにつきましては、人件費を除く維持管理費がですね、およそ3,000万円くらいかかるというふうな試算は出ております。以上でございます。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

そうすると、1番目の質問の確認でございますけれども、2番札の確認は、1,320万円の差というところでよろしいんですか。確認をお願いします。

瀧本 攻議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

税抜で申しますと、1番札は8億2,900万円、2番札は8億3,280万円で、380万円の差ということになります。以上でございます。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

入札に対して、いろんな問題はないということでございますけれども、2番札の差、そして辞退ということで380万円、何かもう少し努力があっていいんじゃないかと思うんですけども、それについて、もう一度町長のご見解をお聞かせ願います。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

努力という意味はちょっとよくわからないんですが、これはそれぞれの業者がですね、この予定価格等も踏まえたうえでの積算でございますので、業者ができるという数字を入れたもの

だと思えます。

瀧本 攻議長

ほかにございませんか。質疑される方。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

瀧本 攻議長

それでは、平成28年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 10分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 8 月 4 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑 正量